

令和5年12月（第4回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第102号宇部市都市公園条例中一部改正の件外3件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第102号及び第109号から第111号までの4件についていずれも全会一致をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第109号宇部市メディカルクリエイティブセンターに係る指定管理者の指定の件です。

本案は、宇部市メディカルクリエイティブセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、ここに入居する企業について、入れ替わりがあるということであるが、それぞれの企業がしっかり目的を果たされて退居されているのかただしたところ、メディカルクリエイティブセンターについては、平成15年度から令和5年11月末までに累計で21社の企業が入居されており、令和4年度末までに104件の商品化と事業化につながっているとのことでした。

次に、指定管理者の候補者選定の審査結果について、満点ではない項目があるが、満点に近づけるための改善策を市が指導するのか、それとも自己努力なのかただしたところ、当該団体と連携を図りながら、施設の適正な管理運営について改善に取り組んでいるとのことでした。

以上のような質疑の中で、長い期間同じ団体を単独指定されているが、前回の審査結果において点数が低かった項目の改善を、今後図っていく必要があるのではないかと指摘がありました。

その後、採決を行った結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、産業建設委員会の報告を終わります。